

ご存じですか？

あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう

の施術を行うには、**資格が必要**です！

『あん摩マッサージ指圧師』『はり師』『きゅう師』の資格は、専門学校や大学等で3～4年学んだ後、国家試験に合格した者に対して、厚生労働省が与えるものです。



市では、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に基づいて開設届出を行っている施設に、シール（左図）を配付しています。

施術を受ける際には、御確認ください。



無資格者（日本の免許を有しない者）によるあん摩等の施術は違法行為であり、**健康に害を及ぼすおそれ**があります。施術を受ける際には、施術者が『あん摩マッサージ指圧師』『はり師』『きゅう師』の有資格者

であることを **確認** しましょう。

お問い合わせ
宇都宮市保健所総務課（TEL：626-1103）